

## 旭川市生活支援体制整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項第5号に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）において使用する用語の例による。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、旭川市とする。

2 市長は、法第115条の47第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づき、事業の全部又は一部の実施を委託することができる。

### (事業の内容)

第4条 事業は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める内容を行うことにより実施するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置 高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）に係る体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーター（次条第1項の業務を行うコーディネーター等の機能を有する者をいう。以下同じ。）を配置すること。
- (2) 協議体の運営 生活支援等サービスに係る体制整備に向けて、協議体（生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場をいう。以下同じ。）を運営すること。

### (生活支援コーディネーター)

第5条 生活支援コーディネーターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域に不足するサービスの創出，サービスの担い手の養成，高齢者等が担い手として活動する場の確保等の資源開発
- (2) 関係者間の情報共有，サービス提供主体間の連携体制づくり等のネットワーク構築
- (3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等のニーズと取組のマッチング
- (4) その他生活支援等サービスに係る体制整備に関すること。

2 前条第1号の生活支援コーディネーターとして、市全域において前項の業務を行う第1層生活支援コーディネーター及び日常生活圏域において同項の業務を行う第2層生活支援コーディネーターを配置する。

3 前項の第1層生活支援コーディネーターは市に、第2層生活支援コーディネーターは別表に定める地域ごとに配置するものとする。

### (協議体)

第6条 協議体は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完

- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスに係る企画，立案及び方針の策定
- (4) 地域づくりにおける情報交換，意識の統一及び働き掛け
- (5) その他事業に関して必要な事項

2 第4条第2号の協議体として，市全域を所掌範囲とする第1層協議体及び日常生活圏域を所掌範囲とする第2層協議体を運営する。

(協議体の構成)

第7条 協議体は，次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域における高齢者の生活の支援等に係る関係者
- (2) 生活支援コーディネーター
- (3) 地域包括支援センターの職員

(旭川市生活支援コーディネーター連絡会議)

第8条 市長は，生活支援コーディネーター間の情報交換及び連携を図るとともに，第2層生活支援コーディネーターの担当する地域を越えた課題を共有し，その解決に取り組むため，旭川市生活支援コーディネーター連絡会議を設置する。

2 旭川市生活支援コーディネーター連絡会議は，生活支援コーディネーターその他市長が適当と認める者をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議体の構成員は，正当な理由がなく，事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

地域	日常生活圏域	市民委員会	担当区域
A地域	豊岡	愛宕 新豊岡 豊岡	11条通23丁目（朝日団地），豊岡1・2条1～4丁目，豊岡3条1～4丁目，豊岡4・5条1～7丁目（豊岡4条5丁目は3～8番，豊岡4条6丁目は2～8番），豊岡6～13条1～9丁目，豊岡14条3～9丁目（豊岡14条9丁目は1・2番），豊岡15条4～8丁目（豊岡15条8丁目は1番）及び豊岡16条7丁目
	東旭川・千代田	東旭川中央 日の出倉沼 桜岡 豊田 米原瑞穂 旭正 千代田	豊岡1・2条7～10丁目，豊岡3条8～10丁目，豊岡4・5条8～11丁目，豊岡6～12条10・11丁目，豊岡14条9丁目（3番），豊岡15条8丁目（2～4番），豊岡16条8丁目，東光1～9条7～10丁目，東光10～26条7～9丁目，東光27条8・9丁目，工業団地全域，東旭川北・東旭川南全域及び東旭川町下兵村・上兵村・桜岡・瑞穂・倉沼・東桜岡・日ノ出・米原・豊田・旭正・共栄・忠別全域
	東光	東豊中央 東光 東光南 東部東光 啓明	宮前1条2～5丁目，宮前2条3丁目，宮下通18～26丁目，1条通18～25丁目，南各条通全域，豊岡1～4条5・6丁目（豊岡4条5丁目は1，2，9～11番，豊岡4条6丁目は1，9～13番），東光1～14条1～6丁目，東光15条2～6丁目，東光16条3～6丁目，東光17・18条4～6丁目，東光19～22条5・6丁目及び東光23条～25条6丁目
B地域	中央	西 中央 大成 朝日	宮前1条1丁目，宮前2条1・2丁目，亀吉全域，曙全域，曙北全域，常磐公園，上常盤町全域，中常盤町全域，常盤通全域，宮下通・1条通1～17丁目，2条通～10条通全域，11条通19～23丁目（11条通23丁目は朝日団地を除く。）及び2条西～9条西全域
	新旭川・永山南	新旭川 永山第一 永山南西 永山南	金星町全域，東全域，新富全域，パルプ町全域，新星町全域，大雪通全域，秋月全域，流通団地全域，永山1～10条1～10丁目，永山11～14条全域及び永山町2～5丁目
	永山	永山第三 永山第二	永山1～6条11～24丁目，永山7・8条11～21丁目，永山9条11～16丁目，永山10条11～15丁目，永山北全域及び永山町6～16丁目

地域	日常生活圏域	市民委員会	担当区域
C 地域	末広・東鷹栖	末広中央 末広 末広東 東鷹栖中央 東鷹栖東 東鷹栖西	春光1条9丁目(14・15番), 春光5・6条9丁目(北斗町内会地区), 末広1~7条全域, 末広8条1~3丁目(末広8条2・3丁目は1番地), 末広東全域, 東鷹栖全域, 東鷹栖東全域, 緑台全域, 柏木全域及び東山全域
	春光・春光台	春光西 春光中央 春光東 春光台 鷹の巣福祉村	春光1・2条7~9丁目(春光1条9丁目は14・15番を除く。), 春光3条6~9丁目, 春光4~6条1~9丁目(春光5・6条9丁目は北斗町内会地区を除く。), 春光7条2・3・5~9丁目, 春光町全域, 春光台全域, 住吉全域, 花咲町4~7丁目(4丁目は2272番地)及び末広8条2~12丁目(2・3丁目は1番地を除く。)
	北星・旭星	北星 旭星 旭星西 川端 近文東 近文西	旭町全域, 大町全域, 本町全域, 緑町全域, 錦町全域, 北門町全域, 近文町全域, 川端町全域, 旭岡全域, 花咲町1~4丁目(4丁目は2272番地を除く。 )及び字近文全域
D 地域	神居・江丹別	江丹別 嵐山 神居中央 神居東 台場 忠和 神居雨紛 西神居	神居全域, 忠和全域, 神居町雨紛・共栄・御料・春志内・上雨紛・神岡・神華・神居古潭・西丘・台場・忠和・富岡・富沢・豊里全域, 高砂台全域, 台場全域, 台場東全域, 南が丘全域及び江丹別町共和・春日・清水・西里・拓北・中園・中央・富原・芳野・嵐山全域
	神楽・西神楽	神楽本町 神楽宮前 高野 神楽岡東 神楽岡 緑が丘 旭神 西御料地 緑が丘東 西神楽地区瑞穂 西神楽地区中央 西神楽地区聖和 西神楽地区千代ヶ岡	神楽全域, 神楽岡全域, 神楽岡公園, 旭神全域, 旭神町全域, 緑が丘全域, 緑が丘東全域, 緑が丘南全域, 西御料全域, 西神楽全域, 西神楽南全域, 西神楽北全域及び新開全域